○関東地方整備局告示第二百三十九号

多摩川水系に係る指定区間外の一級河川多摩川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年四月十六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和二十九年六月三十日付け神奈川県告示第三百七十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市下八田町下沢二一番五から同市味方町石風呂五〇番一〇まで	前	八・七七～二八・五六メートル	一一・二七〇キロメートル
	後	一五・四一～七四・八二メートル	一一・二七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　二十七号

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市下八田町宮ノ越一一番二から同市下八田町下沢二一番五まで	前	八・七七～一五・〇七メートル	〇・七〇九キロメートル
	後	九・三〇～三七・〇四メートル	〇・七〇九キロメートル

(三) 供用開始の日　平成二十七年四月十六日

○近畿地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
綾部市下八田町下沢二一番五から同市味方町石風呂五〇番一〇まで	前	八・七七～二八・五六メートル	一一・二七〇キロメートル
	後	一五・四一～七四・八二メートル	一一・二七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

国会事項

衆議院

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件は、四月十四日議長において、次のとおり決定した。

衆議院事務局職員の定員に関する件の一部を改正する件

衆議院事務局職員の定員に関する件（平成十三年三月十五日議長決定）の一部を次のように改正する。

本則中「千六百十人」を「千六百十五人」に改める。

附　則

本件は、平成二十七年四月十四日から施行し、本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件の規定は、同月一日から適用する。

法律公布奏上及び通知

四月十四日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

四月十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

議案送付

四月十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

議案通知

四月十四日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

答弁書受領

四月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田島一成提出商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出産経新聞前ソウル支局長に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出竹島問題に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出地方議会議員選挙で候補者のビラ頒布を可能とすることに関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月十四日内閣を経由して経済産業大臣宮沢洋一から、次の報告書を受領した。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく調達価格等に関する報告

参議院

議案受領

四月十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第二三号）